

別添4 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業

第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次の事業を行う場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

1 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業

緊急支援計画に基づき、対象地域の飼養衛生管理レベルの高位維持のため、別添1の早期出荷等クリアリング支援又は別添2の飼養衛生管理強化支援の対象となった飼養管理施設及び豚コレラウイルスの侵入リスクの高い地域において、通常の衛生管理以上の取組を行う際に必要となる消毒薬、殺鼠剤等の衛生資材の掛かり増し分を導入・備蓄

2 ハイリスク地域等衛生管理強化支援推進事業

1の事業の円滑な推進を図るために行う取組

第2 事業の実施等

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たり、生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

3 事業の実施要件

(1) 導入・備蓄計画の作成

ア 取組主体は、第1の事業を実施するに当たっては、使用場所や頻度を考慮した備蓄量や保管場所を定めた衛生資材の導入・備蓄計画を作成することとする。

イ 導入・備蓄計画の作成に当たっては、別添2の第3の1の(1)の認定委員会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(2) 補助対象衛生資材

この事業の対象となる衛生資材は、別表2のとおりとする。

(3) 補助対象衛生資材の使用場所

この事業の対象となる使用場所は、別表3のとおりとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）実績報告書を作成し、理事長に提出す

るものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第5 導入衛生資材の管理状況等の報告

取組主体は、事業により衛生資材を導入した場合にあっては、導入した年度から3年間は、毎年度末、事業実施主体に対し管理状況を報告するものとする。

事業実施主体は、報告された管理状況を取りまとめの上、自ら導入した衛生資材の管理状況とともに、導入した年度から3年間は、毎年度末、別紙様式第5号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）に係る管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

第6 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならな

い場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくは生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第7 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第8 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、生産者集団等、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体及び県は、生産者集団等に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表 1

事業名	補助対象経費	補助率
1 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 (1) ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業	別添 1 の第 1 により早期出荷等を行った農場又は別添 2 の飼養衛生管理強化支援の対象となった農場（以下「事業参加農場」という。）の飼養衛生管理レベルの高位維持のための衛生資材等の導入・備蓄する取組に対し、必要な経費	定額
(2) ハイリスク地域等衛生管理強化支援推進事業	(1) の事業の円滑な推進を行う取組に対し、必要な経費	定額
2 推進指導事業	事業実施主体が 1 の事業の円滑な推進を図るために行う、事業の推進・指導及び調査等の取組に対し、必要な経費	定額

別表 2

対象となる衛生資材
(1) 消毒薬 (2) 殺鼠剤 (3) 殺虫剤 (4) 消毒薬等の散布に必要な防疫服等の資材 (5) その他必要な衛生資材

別表 3

衛生資材の使用場所
(1) 事業参加農場 (2) 事業参加農場が出荷すると畜場 (ただし、事業参加農場が所在する県内に限る) (3) その他必要な感染イノシシ確認地域内の場所

別紙様式第1号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業)を実施したいので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 (1) ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 (2) ハイリスク地域等衛生管理強化支援推進事業				
2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 緊急支援計画
- (4) 導入・備蓄計画

別紙様式第1号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業
 (ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 実施計画書

1 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 (単位:円)

内容	数量 ①	単価 ②	事業費 ③=①×②	保管場所
衛生資材の種類				
計				

2 ハイリスク地域等衛生管理強化支援推進事業 (単位:円)

内容	事業費	積算根拠
計		

3 推進指導事業 (単位:円)

内容	事業費	積算根拠
計		

別紙様式第2号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第4の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）について、下記のとおり実施したので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第4の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業)に係る管理状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度における豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）により導入した衛生資材の管理状況について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）に係る管理状況」のとおり

別紙様式第5号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業)に係る管理状況
(令和 年度導入、令和 年 月 日現在)

衛生資材の導入

保管場所	衛生資材	導入個数又は前年度在庫個数 ①	今年度使用数 ②	今年度末在庫数 ③=①-②	備考

(注) 補助を受けて導入した衛生資材について各翌年度の5月31日までに報告すること。

別紙様式第6号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等
衛生管理強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知の
あった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援
事業）補助金について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第
6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還
します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料